

論点（案）

第1回 職場における熱中症防止対策に係る検討会資料

- 【論点 1】重篤化防止対策（改正省令部分）
- 【論点 2】予防策
 - 総論
 - 安全衛生管理体制
 - 作業環境管理
 - 作業管理
 - 健康管理
 - 労働衛生教育
- 【論点 3】予防策への支援



【論点1】熱中症重篤化防止対策（改正省令部分）

改正の概要

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業者への周知」を義務付けた。



労働基準監督署による調査結果

- 労働基準監督署の調査によると、約6%の事業場（発災事業場含む。）が労働安全衛生規則第612条の2（以下「改正省令」という。）に関して何らかの指導を受けていた。一方、発災事業場では、約20%の事業場が改正省令に関して何らかの指導を受けていた。
- 労働基準監督署における事業場に対する調査では、労働災害が発生し労働基準監督署が調査を行った事案が103件あり、そのうち措置の実施手順を現認した事案は54件（約52%）であった。また、措置の実施手順を定めている54件について内訳を見ると、「手順例①」27件（約50%）、「手順書②」20件（約37%）、「その他の手順」7件（約13%）であった。



論点

各事業場において、業務実態等に応じて、それぞれの事業場で措置を定めて講じている状況が見られ、改正省令の認識、対策は広がりつつある。発災事業場では改正省令の遵守状況が低いことから、まずは、引き続き改正省令に基づく措置の徹底を図ることとしてはどうか。

【論点2】予防策①

総論

現行の「職場における熱中症予防基本対策要綱」をベースとして、「『STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』実施要綱」に記載されている事項を盛り込みつつ、エビデンスに基づき必要な修正等を行い、改正省令内容を反映し、内容を充実させたガイドラインを策定し、事業場に対して予防策を周知することとしてはどうか。

安全衛生管理体制

- 「『STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』実施要綱」に記載されている、労働衛生管理体制の確立、作業計画の策定は、熱中症予防に効果的ではないか。
- 「労働衛生管理体制の確立」、「作業計画の策定」以外に、熱中症予防のために整備すべき体制はあるか。

作業環境管理

- 「暑さ指数の把握」、「休憩場所の整備等」、「温湿度調整（屋内作業場）」のために、効果的な事項はあるか。
- 広い事業場においては、休憩の設備はできる限り作業者が速やかに利用できる場所に設置することについてどう考えるか。

【論点2】予防策②

作業管理

- 「作業時間の短縮等」、「暑熱順化」、「プレクーリング」、「水分及び塩分の摂取」、「服装による身体冷却」、「作業中の巡視」、「連絡体制の整備」のために、効果的な事項はあるか。
- 熱中症発症者の早期発見のための対策の一つとして、施行通達等で巡視を例として挙げているが、巡視以外に有効な対策はあるか。
- ※ 建設業者に対する任意アンケートによると、被災者の発見方法としては、「被災者自身から緊急連絡先への連絡」が約59%、「バディ又は同僚が発見」が約27%、「監視人や巡視で発見」が約11%。

健康管理

建設業者に対する任意アンケート結果を見ると、約半数の被災者は体調に問題はなかったが、何らかの体調不良等を抱えていたケースで被災しているケースも散見されたため、どのような対応が考えられるか。

労働衛生教育

現場のそれぞれの立場（事業場で労働者の健康を管理する者（例：衛生管理者）、現場で労働者を指揮する者（例：職長）、作業者）に応じて習得すべき知識に違いがあるのではないか。現場で労働者を指揮する者向けの教育カリキュラムを定める必要はないか（※）。

※ 「『STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』実施要綱」では、衛生管理者等の熱中症予防管理者向けの教育カリキュラム、労働者向けの教育カリキュラムは定めているが、職長等現場で労働者を指揮する者向けのカリキュラムは定めていない（次スライド参照）。

【論点2】予防策③

「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱の教育カリキュラム

事項	熱中症予防管理者向け	時間（※）	事項	労働者向け
熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状 	30分 (15分)	熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状
熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> ・暑さ指数（WBGT）（意味、WBGT基準値に基づく評価） ・作業環境管理（暑さ指数（WBGT）の低減、休憩場所の整備等） ・作業管理（作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） ・健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状況の確認等） ・労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） ・熱中症予防対策事例 	150分 (75分)	熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> ・暑さ指数（WBGT）の意味 ・現場での熱中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）
緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網の作成及び周知 ・緊急時の救急措置 	15分	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の救急措置
熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の災害事例 	15分	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の災害事例

※ () 内は対象者の知識の状況に応じ、() 内の時間に短縮して差し支えない。

【論点3】予防策への支援

論点

- 現在「エイジフレンドリー補助金」により、高年齢労働者の熱中症予防対策に関する経費（機器の導入等）を補助対象として支援を行っている（※）。より効果的な支援を行うため、補助対象者と補助対象製品について、改善すべき点はあるか。
- 身体を冷却する機能を有する服には製品ごとに性能に差異があるため、その性能や効果を客観的に評価する方法を検討できないか。
- 「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」の充実を図ってはどうか。

（※）令和7年度のエイジフレンドリー補助金での補助対象の具体例

- ・体温を下げるための機能のある服や装備
- ・作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー
(熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る 等)
- ・アイススラリーを冷やすための専用の冷凍ストッカー
(-20℃程度のもの、最大は400Lまで)
- ・熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウエアラブルデバイス）による健康管理システムの導入
(使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウエアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感じることを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る)
- ・日本産業規格JIS Z 8504及びJIS B 7922に適合したWBGT指数計の導入
(1事業者につき1点まで)